

議案第 95 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 被告となるべき者

甲 市内在住者 男性 68 歳 (夫)

乙 市内在住者 女性 65 歳 (妻)

2 請求の趣旨

被告は、平成 19 年 6 月 24 日から平成 27 年 12 月 1 日までの 8 年 6 か月の間、二人で生活保護を受給していたが、受給期間中に就労し得ていた収入及び年金増額に伴い遡って支給された年金収入について、収入があったにもかかわらず、収入申告をしておらず、不正に生活保護費を受け取っていたことが発覚したため、生活保護法第 78 条及び第 63 条に基づき、支給済み保護費の返還を求める。

3 返還請求額

12,361,099 円

4 事件の概要

乙は甲の緊急入院により生活困窮を訴え、平成 19 年 6 月 24 日から平成 27 年 12 月 1 日までの間、生活扶助・住宅扶助及び一時扶助として計 102 回にわたり合計 10,538,911 円の金銭支給を受け、医療扶助として合計 6,484,540 円相当の現物給付を受けた。

その後、被告は受給期間中に就労し得ていた収入及び年金増額に伴い遡って支給された年金収入について約 1,400 万円の収入があったにもかかわらず、収入申告を行わず、不正に保護費を受給していたことが発覚したため、生活保護法第 78 条及び第 63 条に基づき平成 27 年 10 月 13 日付けで支給済み保護費合計 14,556,895 円の徴収決定を行い、被告に通知した。

しかし、被告が返還しなかったため、平成 27 年 12 月 10 日に督促、平成 28 年 4 月 19 日に催告書、平成 29 年 10 月 12 日に催告書兼差押予告書を発送した。

生活保護制度を悪用した詐欺行為であり、平成 30 年 4 月から 4 回にわたり 11,000

円の返還があつたが少額であり、任意に本件債務の全額返還の見込みが希薄であるため、不正受給金返還請求を提起する。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 96 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

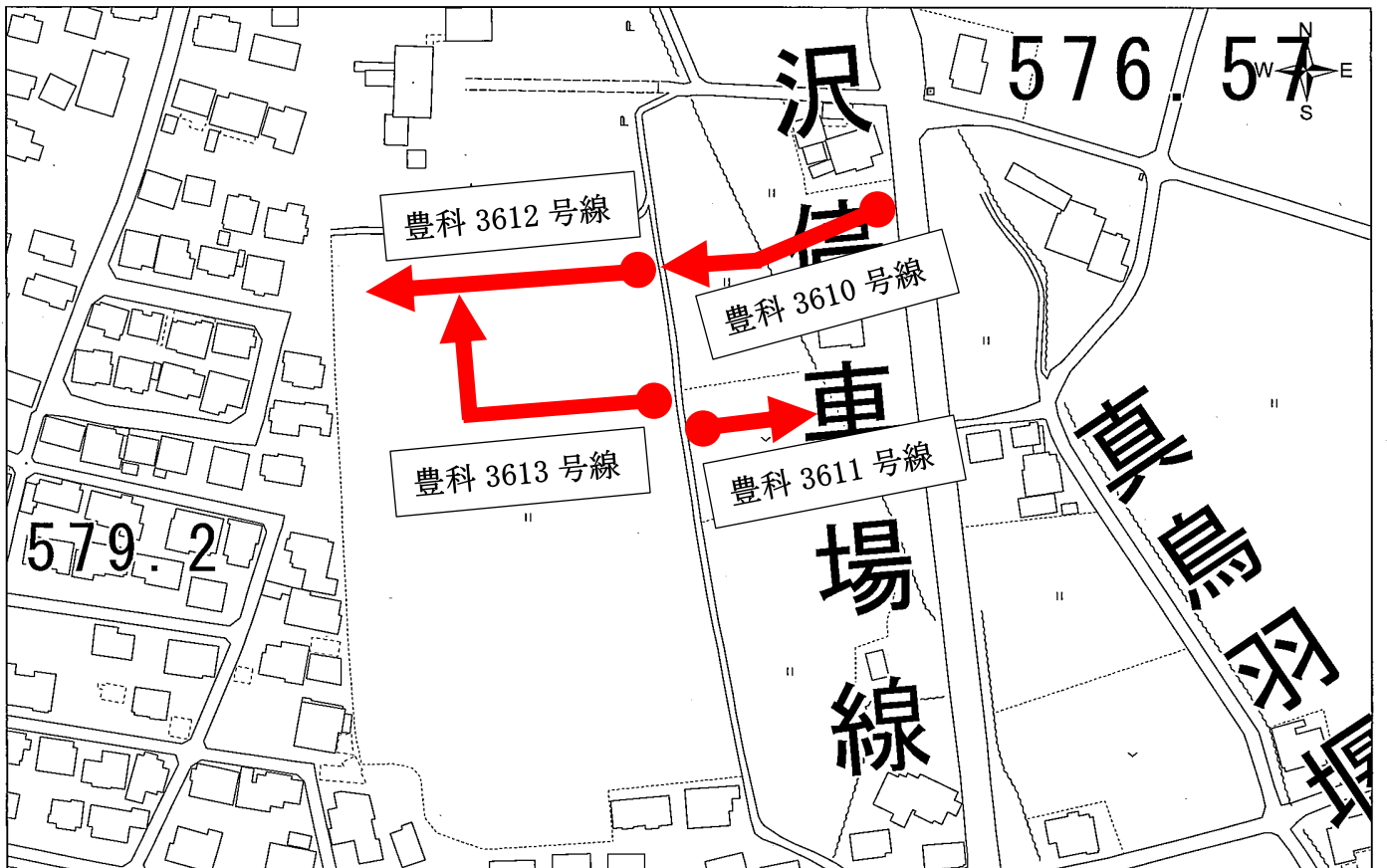
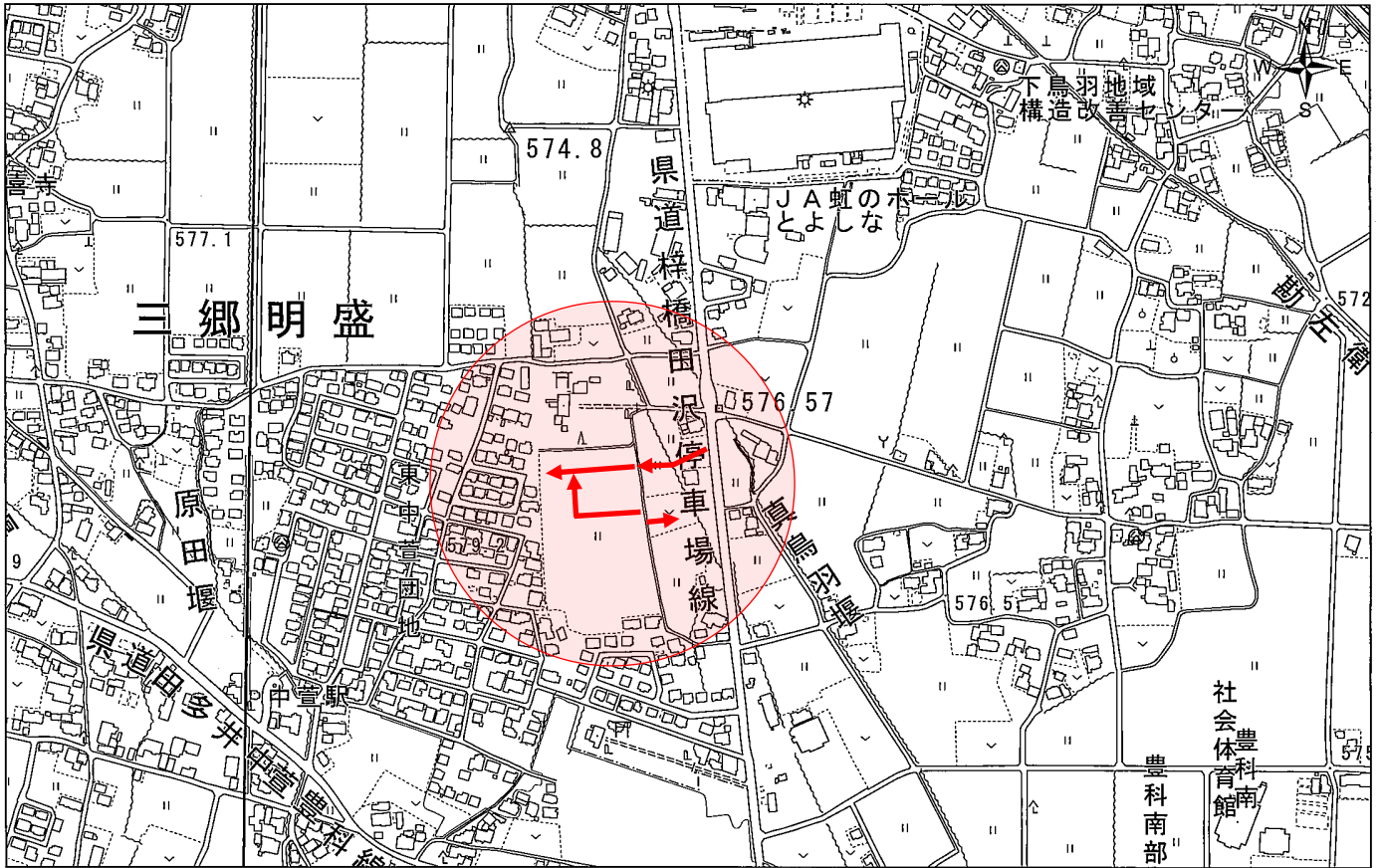
(別紙)

市道認定路線調書

整理番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要な経過地	認定理由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
1	13610	豊科598-2番地先	L = 73.0		宅地造成に伴う認定
	豊科3610号線	豊科606-6番地先	W = 6.0		
	13611	豊科606-3番地先	L = 33.0		宅地造成に伴う認定
	豊科3611号線	豊科606-10番地先	W = 6.0		
	13612	豊科580-37番地先	L = 83.6		宅地造成に伴う認定
	豊科3612号線	豊科580-34番地先	W = 6.0		
	13613	豊科580-41番地先	L = 68.5		宅地造成に伴う認定
	豊科3613号線	豊科580-21番地先	W = 6.0		

認定路線位置図

整理番号 1



議案第 97 号

土地の取得について

新総合体育館建設事業の用地として、下記土地を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号並びに安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 所在地 安曇野市豊科高家 4501 番 1 外 11 筆
- 2 面積 20,177.66 m²
- 3 取得金額 104,923,832 円
- 4 所有者 安曇野市豊科 708 番地
藤井 秀敏 外 11 名

平成 30 年 9 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘